

2006.8.28 《自転車事故も道交法が適用されます》

自転車事故が急増中です。もちろん死亡事故も発生、2千万から5千万円と自動車事故並みの高額裁判例のケースも散見されます。

暴走自転車事故の急増を憂慮した警察庁は、今年5月から全国的に自転車の取り締まり強化に乗り出しました。自転車の取り締まりと言われても、ピンと来る人が少ないことでしょう。多分、自転車は「クルマ」だと思っていないヒトが多いからだと思われます。しかし、道路交通法上は自転車は「軽車両」に該当し、道交法上の規制は、ほとんどすべてが「自転車」にも当てはまります。

例えば、酒によって自転車を運転した場合には3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。信号無視や一時停止違反なら3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金。携帯を操作したり、傘を差したりしての「片手運転」も3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金。無灯火運転なら5万円以下の罰金、などです。

歩道などで、良く自転車がベルを鳴らして歩行者に道を開けるように警告していますが、これは「歩行者通行妨害」として、2万円以下の罰金または科料になります。自転車が歩行者に道を譲らないといけないのです。

自転車には自賠償保険がないから、万が一の事故に備えて自分で「保険」に加入しなければなりません。「自転車総合保険」や「個人賠償保険」が自転車事故に適用される保険です。

自転車事故は特に、高校生や中学生に多く見られますので、この年代の子供が自転車に乗る場合には、是非保険加入をおすすめいたします。

(8月27日日経新聞、家庭六法欄より)

個人賠償保険は「自動車保険」や「火災保険」「傷害保険」に特約として加入できますので、保険料も年間数千円です。一家に、一つご加入しておけば同居のご家族が「補償の範囲」になります。